第九十七条の二第二十四項の表第四十三条第二項の項を次のように改める。

第四十三条第二項	又は国際観光旅客税法	若しくは国際観光旅客税法
	国際観光旅客税に	国際観光旅客税又は特別還付金に

第九十七条の二第二十四項の表第七十三条第一項第一号の項中「更正又は決定による」を「申告納税方式による国税等の」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第九号中「（納税の猶予」の下に「の通知等」を加え、同条第十号イ中「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に、「期限内申告書」を「期限内申告」に改め、同号ニ中「過少申告加算税等の納付」を削り、同条第十三号中「開始」を「開始等」に改める。

第十五条第一項第三号中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同項第四号中「源泉徴収による」を「源泉徴収等による」に、「この」を「及び国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第二条第一項第七号（定義）に規定する特別徴収に係る国際観光旅客税（これらの」に改め、同条第五号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第六号ハ(2)中「、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）」を「青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）又は第八十一条の九第二項（連結欠損金の繰越し）」に改め、同条第八号中「（納税の猶予」の下に「の通知等」を加え、同号イ中「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同号ニ中「過少申告加算税等の納付」を削る。

第十五条第一項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　国際観光旅客税　本邦からの出国の時

第十五条第三項第一号中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同項第二号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第十一条」の下に「（書式表示による申告及び納付の特例）」を加え、「申告納税方式による印紙税」を「預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税

第三十三条第二項中「又は電源開発促進税」を「、電源開発促進税又は国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税」に、「国税又は源泉徴収」を「国税又は源泉徴収等」に改め、同項第一号中「の特例」を削り、同項第二号中「提出先の特例」を「提出先等」に、「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第三項中「徴収すべき消費税等」の下に「又は国際観光旅客税法第十七条第一項（国外事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税に係る不納付加算税若しくは第六十八条第三項若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改める。

第三十六条第一項中「以下」を削り、同項第二号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第三十八条第二項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第四十三条第一項ただし書中「課する消費税等」の下に「又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべきものを除き、その滞納処分費を含む。）」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改め、同条第二項中「又は電源開発促進税」を「、電源開発促進税又は国際観光旅客税法第十六条第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税」に改め、同項第一号中「の特例」を削る。

第四十五条の見出し中「国税局長又は税関長」を「税関長又は国税局長」に改め、同条中「税関長による徴収」を「国税の徴収の所轄庁」に、「場合若しくは」を「場合又は」に改め、「又は第四十三条第三項（徴収の引継ぎ）若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合」を削り、「繰上保全差押」を「繰上請求」に改め、「除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「ついては、」の下に「同章中」を加え、「、それぞれ「税関長」若しくは「税関」又は「国税局長」若しくは「国税局」を「「税関長」又は「税関」と、第三十六条第一項（納税の告知）中「同じ。）」とあるのは「同じ。）又は国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税でその法定納期限までに納付されなかつたもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第四十三条第三項又は前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合における　この章（第三十四条の二（口座振替納付に係る通知等）、第三十六条、第三十八条第三項、第三十九条及びこの節を除く。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。

第四十六条第一項各号列記以外の部分中「第四項」の下に「（国税の徴収の所轄庁）」を加え、「国税の徴収の所轄庁」を「更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例」に、「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同項第一号中「源泉徴収による国税に」を「源泉徴収等による国税に」に改め、同号イ中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に、「納付」を「納付等」に改め、同条第二項中「。前項」を「。同項」に改め、「また」を削り、同条第三項第三号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第六十条第一項第二号中「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同項第五号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第二項中「納付」を「納付等」に改める。

第六十一条第三項中「源泉徴収による国税が」を「源泉徴収等による国税が」に改め、「税務署長」の下に「又は税関長」を加え、「第三十六条第一項第二号（源泉徴収による国税の」を「納税の告知（第三十六条第一項（に改め、「による納税の告知」の下に「（同項第二号に係るものに限る。）をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、「第三十六条第一項第二号の規定による」を削り、同条第三項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第六十八条第三項中「税務署長」の下に「又は税関長」を加える。

第七十三条第一項第一号中「更正又は決定による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同項第五号中「交付要求」を「交付要求の手続」に改め、同条第三項第四号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第七十四条の五中「、石油石炭税」の下に「、国際観光旅客税」を加え、同条第一号イ中「諮問」の下に「及び官公署等への協力要請」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　国際観光旅客税に関する調査　次に掲げる行為

イ　次に掲げる者に対して質問し、その者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

(1)　国際観光旅客税法の規定による国際観光旅客税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者